

くまもと市議会だより

いちよし

平成 24 年
3 月
第 2 号

富合町の
木原不動尊

城南町の
塚原古墳公園

植木町の
田原坂公園美少年像

トピックス → 詳細は下段をご覧ください。

なぜ「区民会議の設置」条例は否決されたのか？

来月いよいよ政令指定都市の幕開け

http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/shigikai/shigikaihp/gikai_top.htm 熊本市議会 検索

平成23年第4回定例会のあらまし

平成23年の第4回定例会は、11月29日から12月16日までの18日間にわたって開かれ、補正予算・条例等市長提出議案163件のほか、9件の議員提出議案を審議しました。

議決結果は、市長提出議案162件が原案どおり可決、1件が否決、議員提出議案9件は全て原案どおり可決、請願9件については1件が採択、8件が不採択となりました。

平成23年第4回定例会日程

11月29日	開会(市長提案理由説明)
12月1～7日	質問
6日	議会運営委員会
8日	政令指定都市に関する特別委員会
9日～	予算決算委員会概況説明、同分科会、部門別常任委員会
14日	予算決算委員会(分科会長報告、締めくくり総括質疑、採決)
16日	閉会(委員長報告、質疑、討論、採決)

主な議案の概要

平成23年度熊本市一般会計補正予算

補正予算額は、生活保護受給者の増加に伴う扶助費22億3,800万円をはじめ政令指定都市移行に伴う準備経費4,193万円、政令指定都市誕生を記念したプロモーション経費590万円など30億2,973万円。これにより平成23年度一般会計予算の総額は2,750億2,613万円となりました。

熊本市暴力団排除条例の制定について

熊本県における条例の制定を踏まえ、本市においても暴力団の排除に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めるため条例を制定しました。

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

「区民会議の設置」条例については、下記のトピックスをご覧ください。

トピックス ～なぜ「区民会議の設置」条例は否決されたのか？～

「区民会議の設置」を全会一致で否決 熊本市附属機関設置条例の一部改正について

- これまでの市の対応（経緯）

区民会議については、政令指定都市移行に伴い区制が施行される平成24年4月に設置する旨の提案が行われました。この間、平成23年6月議会中の政令指定都市に関する特別委員会において「区民会議(素案)」が提示され、7・8月に同素案についてのパブリックコメントが実施されました。その結果、委員数の変更(15名⇒20名以内)や「審議」を「協議」とする文言の修正が行われ、本定例会に熊本市附属機関設置条例の一部改正として提案されました。
- 議会での指摘事項

議会の論議では、各議員より市民参画による地域自治を行ううえで、区単位での検討組織も重要な役割を担い、必要なものであるという意見が出されましたが、

 - ・ 富合、城南、植木の合併三町では熊本市としての一体感を深めているところであり、現時点での区単位の協議組織の設立はその機運に

- 水をさすことが心配される。
 - ・ 合併三町をはじめ、住民の声を拾い上げる基礎となる校区自治協議会等、既存の自治組織の設立が不十分であり、区内の意見集約が確実に行われるか不安がある。
 - ・ 区民会議の位置づけや運営手法、権限、費用など、内容が明確でないという指摘に対して、市当局の見解は、区民会議の設置後に考えていくという回答であり納得できない。
- 以上のように現時点での設置に対する否定的な意見が続出し、設置時期、役割等、制度のさらなる精査が求められました。
- 決定事項（結果）

区単位での住民協議組織の必要性は認めたとうえで、2000人市民委員会等、他の市民意見集約方法とのすみわけを明確にするべきという意見や、区のまちづくりは市がビジョンを提案したうえで各区の市民に対し意見を求めるべきである。住民の参画により区の特色を生かしたまちづくりを進める組織として区民会議を位置づけるには、市の附属機関とせず、地方自治法第252条の20に定める区の自治組織として設置すべきとの指摘がなされた後、区民会議の設置は時期尚早との見解により、条例改正案は全会一致により否決されました。